

〔R0322〕 建築士法

建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士は、建築主から建築基準法に関する基準に適合しない建築物を設計するよう求められた場合にあつては、その相談に応じることが禁止されている。
2. 令和3年度に一級建築士試験に合格し、令和4年度に建築士事務所に所属することとなった一級建築士は、令和7年3月31日までに初めての一級建築士定期講習を受けなければならない。
3. 構造設計一級建築士は、一級建築士でなければ設計できない建築物のうち、建築基準法第20条第1項第一号又は第二号に該当するものの構造設計を行つて、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。
4. 設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。

〔R0322〕 正答 3

1. 正しい。士法21条の3により、建築士は、法令に違反する行為について、相談に応じてはならない。これに違反する場合は、士法10条1項一号により懲戒処分（戒告、業務停止、免許取消）の対象となる。
2. 正しい。士法22条の2、規則17条の36及び17条の37の第1項表1イにより、一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始の日（令和4年4月1日）から「3年以内に建築士事務所に所属した一級建築士」は、合格した年度の翌年度の開始の日（令和4年4月1日）から3年以内に（令和7年3月31日までに）「一級建築士定期講習」を受けなければならない。なお、同表1ロにより、一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始の日から「3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士」の場合は、遅滞なく「一級建築士定期講習」を受けなければならない。
3. 誤り。士法20条2項により、建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、同項ただし書により、士法20条の2第1項又は2項に規定する構造設計一級建築士の関与が義務付けられている場合は、構造設計図書に、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名をするので、この限りでない。設計の委託者に証明書を交付する必要はない。
4. 正しい。士法10条の3第2項により、設備設計一級建築士は、一級建築士として5年以上設備設計に従事した後、登録機関が行う講習の課程を修了し、申請により国土交通大臣から設備設計一級建築士証の交付を受けたものである。したがって、「設備設計一級建築士」は一級建築士として、設備設計以外の一級建築士に関する業務をすることができる。